

省 令

○厚生省令第二十六号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令
(平成十年政令第四百十三号)第一条の二第二項
第三項及び第五項の規定に基づき、介護保険の調
整交付金の交付額の算定に関する省令を次のよう
に定める。
平成十二年三月十五日

厚生大臣 丹羽 雄哉

介護保険の調整交付金の交付額の算定に關する省令

(趣旨)

第一条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に關しては、この省令の定めるところによる。

(普通調整交付金の額の算定)

第二条 普通調整交付金の額は、当該市町村の調整基準標準給付費額に当該市町村の普通調整交付金交付割合を乗じて得た額に調整率を乗じて得た額とする。

(調整基準標準給付費額)

第三条 前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

イ 居宅介護サービス費の支給(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)以下「法」という。)第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。次号において同じ。)に対して支払われるものに限る。

ロ 居宅介護サービス計画費の支給(法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。次号において同じ。)に対して支払われるものに限る。)

ハ 施設介護サービス費の支給(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十八号)第七十九条の五(同令第百七十一条の二第

二項において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。)

二 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる予防給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

イ 居宅支援サービス費の支給(法第五十三条第四項において準用する法第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者に対して支払われるものに限る。)

ロ 居宅支援サービス計画費の支給(法第五十八条第四項において準用する法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援事業者に対して支払われるものに限る。)

三 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護給付に要した費用の額

イ 居宅介護サービス費の支給(第一号に掲げるものを除く。)

ロ 特例居宅介護サービス費の支給

ハ 居宅介護福祉用具購入費の支給

ニ 居宅介護住宅改修費の支給

ホ 居宅介護サービス計画費の支給(第一号ロに掲げるものを除く。)

ヘ 特例居宅介護サービス計画費の支給

ト 施設介護サービス費の支給(第一号ハに掲げるものを除く。)

チ 特例施設介護サービス費の支給

リ 高額介護サービス費の支給

四 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる予防給付に要した費用の額

イ 居宅支援サービス費の支給(第二号イに掲げるものを除く。)

ロ 特例居宅支援サービス費の支給

ハ 居宅支援福祉用具購入費の支給

ニ 居宅支援住宅改修費の支給

ホ 居宅支援サービス計画費の支給(第二号ロに掲げるものを除く。)

ヘ 特例居宅支援サービス計画費の支給

ト 高額居宅支援サービス費の支給

2

法第二百一十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては、居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費又は居宅支援住宅改修費の支給に要した費用の額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

(普通調整交付金交付割合)

第四条 第二条の普通調整交付金交付割合は、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除して得た数に相当する割合とする。

一 百分の五十五から法第二百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率(次号において「第二号被保険者負担率」という。)を控除して得た数

二 百分の五十五から第二号被保険者負担率を控除して得た数に後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数を乗じて得た数

(後期高齢者加入割合補正係数)

第五条 前条第二号の後期高齢者加入割合補正係数は、別表第一に掲げる算式により算定した数とする。

(所得段階別加入割合補正係数)

第六条 第四条第二号の所得段階別加入割合補正係数は、別表第二に掲げる算式により算定した数とする。

(特別調整交付金の額)

第七条 特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採った保険料の額が、前年度において賦課した保険料の総額の四分の一に相当する額と当該年度において賦課した保険料の総額の四分の三に相当する額を合算して得た額の百分の三に相当する額以上である場合

二 当該保険料の減免額の十分の八以内の額

一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の四分の一に相当する額と当該年度において賦

の十分の十に相当する額の百分の三に相当する額以上である場合

二 当該災害等による法第五十条又は第六十条の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内の額(調整率)

第八条 第二条の調整率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一 当該年度分として交付する調整交付金の総額から当該年度において各市町村に対して交付する特別調整交付金の総額を控除して得た額

二 当該年度における各市町村に係る第三条に規定する調整基準標準給付費額に第四条に規定する普通調整交付金交付割合を乗じて得た額の合算額(端数計算)

第九条 調整交付金の額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数を千円に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(平成十二年度の調整交付金の交付額の算定の特例)

第二条 平成十二年年度の調整交付金の交付額の算定については、第三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「合算額」とあるのは「合算額に八分の十一を乗じて得た額」と、同項第一号及び第二号中「前年度」とあるのは「平成十二年四月一日から十二月十日まで」と、「当該年度の十二月末日」とあるのは「平成十二年十二月末日」と、同項第三号及び第四号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から十二月三十一日まで」とする。

2 平成十二年年度の調整交付金の交付額の算定については、第七条の規定を適用する場合においては、同条中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から十二月三十一日まで」と、同条第一号中「前年度において賦課した保険料の総額の四分の一に相当する額と当該年度において賦

課した保険料の総額の四分の三に相当する額を合算して得た額」とあるのは「平成十二年度において賦課した保険料の総額の四分の三に相当する額」と、同条第二号中「第三条に規定する調整基準標準給付費額」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第三条に規定する調整基準標準給付費額に十一分の九を乗じて得た額」とする。

別表第一（第五条関係）

後期高齢者加入割合補正係数	$\frac{A \times X + B \times Y}{C \times X + D \times Y}$
---------------	---

備考 この表における算定式中に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

- A 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者（法第九条第一項に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る前期高齢者（六十五歳以上七十五歳未満である第一号被保険者をいう。以下同じ。）の総数の割合
- B 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る後期高齢者（七十五歳以上である第一号被保険者をいう。以下同じ。）の総数の割合
- C 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る前期高齢者の数の割合
- D 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る後期高齢者の数の割合
- X 当該年度におけるすべての市町村に係る前期高齢者の総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る前期高齢者であつて要介護者又は要支援者であるものの総数の割合を、前期高齢者に係る要介護状態区分ごとの分布状況等を踏まえて補正して算定した割合
- Y 当該年度におけるすべての市町村に係る後期高齢者の総数に対する当該年度に係るすべての市町村に係る後期高齢者であつて要介護者又は要支援者であるものの総数の割合を、後期高齢者に係る要介護状態区分ごとの分布状況等を踏まえて補正して算定した割合

別表第二（第六条関係）

所得段階別加入割合補正係数	$\frac{1 - 0.5 \times (A - a) + 0.25 \times (B - b) - 0.25 \times (C - c) - 0.5 \times (D - d)}{1}$
---------------	---

備考 この表における算定式中に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

- A 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る介護保険法施行令（平成十一年政令第四百十二号、以下「令」という。第三十八号第一項第一号に掲げる者の数）の割合
- a 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八号第一項第一号に掲げる者の総数の割合
- B 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八号第一項第二号に掲げる者の数の割合
- b 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八号第一項第二号に掲げる者の総数の割合
- C 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八号第一項第四号に掲げる者の数の割合
- c 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八号第一項第四号に掲げる者の総数の割合
- D 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八号第一項第五号に掲げる者の数の割合
- d 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八号第一項第五号に掲げる者の総数の割合

〇厚生省令第二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十九条第一項の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月十五日

厚生大臣 丹羽 雄哉

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（市町村が行う支払基金に対する通知）

第十三条の二 法第五十九条第一項の規定により市町村が支払基金に対して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

- 一 各月ごとの医療保険納付対象額及びその内訳
- 二 各年度の医療保険納付対象額及びその内訳

翌年度の六月末日

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

〇農林水産省令第十七号

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三号第五項第一号（同法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月十五日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則（平成元年農林水産省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（計画に関する基準）

第六条 法第三条第五項第一号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三条第一項又は第二項の計画の達成される見込みが確実であること。

二 法第三条第一項の計画にあつては、同条第三項第一号に掲げる事項が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として農林水産大臣の定める率を上回る率を定めるものであること。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

〇自治省令第九号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第十一条、総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第九条及び多極分散型国土形成促進法（昭和六十二年法律第八十三号）第十四条の規定に基づき、関西文化学術研究都市建設促進法第十一条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月十五日

自治大臣 保利 耕輔

関西文化学術研究都市建設促進法第十一条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令

（関西文化学術研究都市建設促進法第十一条の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第一条 関西文化学術研究都市建設促進法第十一条の地方公共団体等を定める省令（昭和六十二年自治省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「承認の日」を「同意の日」に、「承認日」を「同意日」に改める。

第三条第一号中「承認日」を「同意日」に、「第四十三条の三第一項」を「第四十三条の二第一項」に改め、同条第二号中「第四十三条の三第一項」を「第四十三条の二第二項」に、「承認日」を「同意日」に改める。

（総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第二条 総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「承認」を「同意」に改める。

第三条第一号中「同条第四項」を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第八十八条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第五条第四項」に、「同条第六項」を「法第五条第六項」に改める。

附則第二項第一号中「同条第四項」を「旧法第五条第四項」に、「同条第六項」を「法第五条第六項」に改める。